

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和2年3月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和2年3月定例会

1. 招集の日時 令和2年2月7日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 令和2年2月7日 午前10時00分
閉 会 令和2年2月7日 午前11時00分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦
2 番 菅澤 環
3 番 石渡 悦子
4 番 川島 勝美
5. 欠席議員 5 番 宮内 康幸
6 番 行木 光一
7 番 佐藤 悟
6. 地方自治法第121条の規定による出席者
管 理 者 太田 安規
副 管 理 者 所 一重
会 計 管 理 者 畔蒜 稔行

匝瑳市環境生活課長 鎌形 健

多古町生活環境課長 佐藤 裕輝

横芝光町環境防災課長 萩原 浩己

7. 職務のため議場に参加した事務局職員の氏名

事務局長 石橋 清

主 査 平松 寿毅

主 査 補 嶋根 大介

8. 議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 副議長の選挙

日程第5 議案（議案第1号から議案第5号まで）の上程

議案第1号 令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第2号 令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第3号 令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について

議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 質 疑

日程第 8 討 論

日程第 9 採 決

9. 会議に付した事件

議案第 1 号 令和 2 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について)

議案第 2 号 令和 2 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 3 号 令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

10. 議事の経過

【開会：午前 10 時 00 分】

佐藤議長 これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和 2 年 3 月定例会を開会いたします。なお、本日は議員総数 7 名中 4 名の議員が出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第 121 条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。よって、配付いたしました印刷物により御了承願います。また、今定例会の議事日程について、一般質問の事前通告がありました両議員が欠席ですので、新たに日程表を作成

のうえ、各議席に配布いたしました。なお、配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長

それでは、直ちに会議を開きます。

日程第1、議席の指定をいたします。

先の匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会議員補欠選挙で当選されました佐藤悟議員、宮内康幸議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定によって、宮内康幸議員の議席を5番に、佐藤悟議員の議席を7番に指定いたします。なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付しました議席表をもってご了承願います。

佐藤議長

日程第2、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

それでは、異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

佐藤議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第70条の規定により議長が指名いたします。

3番石渡悦子議員と4番川島勝美議員の両名を指名いたします。

佐藤議長

日程第4、副議長の選挙を議題といたします。お諮りいたします。

副議長の選挙が議題となっております。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、議長より指名することに決定いたしました。

副議長に佐藤悟議員を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、佐藤悟議員を、副議長の当選人と定める

ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤悟議員が副議長に当選されました。

佐藤悟議員が副議長に当選されましたので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

なお、佐藤悟議員は議場におられませんので、文書により告知をいたします。

佐藤議長 日程第5、これより、議案第1号から議案第5号について、一括上程します。

佐藤議長 日程第6、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者 皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和2年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の折にもかかわらず、ご参集を賜りまして、心から感謝申し上げます。

また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営に対しまして、格別なご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案5件のご審議をお願いするわけですが、提案理由のご説明を申し上げる前に、当組合の施設の概況及び台風15号関連による対応状況と今後の方向性について申し上げます。

始めに、組合の基幹施設であります松山清掃工場につきましては、昭和59年の稼動開始から36年が経過することから、施設や使用機械の老朽化が著しく進んでおり、年々、修繕箇所も増えていることに加え、処理能力が低下しているため一昨年度から粗大ごみの一部を外部へ委託している状況であります。運営に係る予算の大部分を、構成市町の負担金に依存している状況であります。運営に係る予算の大部分を、構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、極力経費節減に努めながら、定期的な点検や計画的に修繕を行うなど、施設の延命化を図っているところでございます。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年度の稼働から18年が経過しまして、平成30年度に火葬炉監視システムの大規模修繕を行い、順調に運営しているところでございます。令和2年度においても引き続き、計画的な維持補修等を行いながら、住民の皆様安心してご利用いただけるよう、努めてまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、9月9日に大規模停電が発生しました台風15号に関連する対応についてですが、松山清掃工場は9月13日の未明に電気が復旧するまでの間は、発電機で通信手段を確保しました。電気と水が復旧してから、施設の被災状況を確認後、運転を再開しました。

可燃ごみの収集及び直接搬入については、9月12日と13日を停止し、16日から可燃ごみの収集と、直接搬入は生ごみに限り再開しましたが、資源ごみと不燃ごみの収集は、停止することなく行ったところです。9月23日からは、り災証明書をお持ちの方に限り、直接搬入を再開しました。山桑メモリアルホールは9月15日の夕方に電気が復旧しました。

それまでの間は、非常用発電機により電力を確保し、火葬業務については実施できましたが、空調機器や照明は使えませんでしたので、利用者の皆様にはご不便をおかけしました。

また、当組合の今後の方向性について、前回の定例会でお伝えしたところですが、あらためてご報告いたします。本組合事業でのごみ処理業務は、令和2年度末で終了することとなり、構成市町のごみ処理業務は新たな組合で行うこととなります。当組合の事務局は、山桑メモリアルホールがある匝瑳市山桑730番地に移転し、火葬業務と一般廃棄物最終処分場の維持管理業務を行うこととなります。また、松山清掃工場の跡地は、匝瑳市の中継施設建設用地として、再活用の予定です。

今後、一般廃棄物最終処分場の閉鎖に向けて、令和3年度以降は、覆土工事等にかかる費用を積算し、地元要望等を聞きながら跡地利用を検討する予定であります。

それでは、本定例会に提出いたします議案5件につきまして、ただ今から

その提案理由を申し上げます。

太田管理者

議案第1号、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について。本案は、清掃業務及び火葬場業務を円滑に行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に予算を編成し、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億4,210万7,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第2号、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について。本案は、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る関係市町別の負担金割合及び金額を定めるため、匝瑳市ほか二町環境衛生組規約第16条第2項の規定により、提案いたしました次第であります。

議案第3号、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について。本案は、歳入歳出それぞれ2,307万6,000円を追加し、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億2,896万3,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例その他の関係条例について、所要の条文の整理をいたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議長

管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。これより、日程第7

の質疑に入ります。質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第46条及び48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑については、議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

はじめに、議案第1号、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議案第1号、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書1ページをご覧ください。令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4千210万7千円と定めるものでございます。対前年比、3千622万円6%の増でございます。歳入歳出予算の内、2ページの歳入の部と、3ページの歳出の部の詳細につきましては、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。歳入の内、主なものについてご説明申し上げます。歳入1款分担金及び負担金、本年度予算額4億3千308万8千円、対前年比2千977万2千円7.4%増でございます。市町別の負担割合につきましては、説明欄に記載のとおりで、詳細につきましては、議案第2号で説明させていただきます。

2款1項1目火葬場使用料、本年度予算額1千711万7千円、対前年比224万5千円11.6%減でございます。2項1目ごみ収集処理手数料、本年度予算額1億5千108万7千円、対前年比1千551万1千円11.4%増でございます。1節ごみ収集処理手数料、9千976万5千円は、ごみ袋の売払い代金による手数料と粗大ごみ特別収集処理手数料でございます。2節自家搬入ごみ処理手数料、5千132万2千円は、許可業者及び自家搬入のごみ処理手数料と家電リサイクル分の処理手数料でございます。2目一般廃棄物収集運搬業務許可手数料、1万円は2年毎に許可を更

新する時の手数料 1 社分でございます。

8 ページをご覧ください。3 款国庫支出金、1 項 1 目廃棄物処理施設モニタリング補助金、本年度予算額、2 7 万 3 千円、この補助金の内容は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、原子力発電所から放出された放射性物質による汚染状況のモニタリングを実施するためのものがございます。4 款財産収入、1 項 1 目利子および配当金、本年度予算額 3 万円、対前年比 8 万 1 千円 7 3 % 減でございます。2 項 1 目土地売払収入、本年度予算額 1 千円でございます。土地売払いように窓口を設定したものであります。2 項 2 目物品売払収入、本年度予算額 2 千 9 2 0 万円でございます。対前年比 3 4 0 万円 1 3 . 2 % 増でございます。この内容は、金属類や古紙などの資源ごみ再生有価物売払代金と P E T ボトル等有償入札拠出金でございます。5 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金、本年度予算額 1 千万円、対前年比 1 千万円 5 0 % 減でございます。6 款 1 項 1 目繰越金は、令和元年度と同額の 1 0 0 万円を計上いたしました。

9 ページをご覧ください。7 款諸収入 1 項 1 目預金利子は、現在の利率を基に 1 千円を計上いたしました。2 項 1 目雑入 3 0 万円は、保険取扱い手数料と自動販売機電気料金等でございます。歳入合計といたしましては、6 億 4 千 2 1 0 万 7 千円、対前年比 3 千 6 2 2 万円 6 % の増でございます。以上が歳入の説明でございます。

1 0 ページをご覧ください。歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。目の科目までの説明とさせていただきますが、おおむね 1 0 0 万円以上で、特に必要と思われる項目については、説明させていただきます。1 款議会費、1 項 1 目議会費、本年度予算額 1 2 万 4 千円、対前年と同額でございます。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、本年度予算額 8 千 2 6 0 万 1 千円、対前年比 8 7 0 万 8 千円 1 1 . 8 % の増でございます。この内訳は、パートタイム会計年度任用職員 2 名の給料、特別職 2 名の給料及び一般職員 7 名の給料、フルタイム会計年度任用職員 4 名の給料、職員手当等及び共済費が主なものであります。

1 1 ページをご覧ください。1 4 節使用料及び賃借料 1 8 4 万 6 千円につ

きましては、財務会計システムリース料などがございます。19節負担金補助及び交付金255万6千円につきましては、主なものは社会保険料等でございます。

12ページをご覧ください。2項1目監査委員費、本年度予算額2万6千円は、前年と同額の計上で、年2回、実施する監査委員の報酬と費用弁償でございます。3款衛生費、1項1目火葬場事業費の本年度予算額8千167万2千円、対前年比1千861万3千円29.5%増でございます。右側の節の欄で、11節需用費1千624万3千円の内、燃料費475万9千円は、ほとんどが火葬に係るLPガス代金でございます。光熱水費691万5千円は、電気料金と水道料金でございます。修繕料356万8千円は台車ブロックの交換費等です。13節委託料、予算額4千202万4千円の主な内容について、ご説明申し上げます。受付運営・火葬業務委託料3千294万8千円は、受付事務と火葬業務の委託で、平成29年4月1日から5年間の長期継続契約であります。受付事務常時2名以上、火葬業務常時2名以上の業務となります。

13ページをご覧ください。2行目、施設定期清掃業務委託料184万8千円は、施設定期清掃及び受水槽の清掃業務委託で、平成30年6月1日から令和3年3月31日までの長期継続契約であります。13節一番下のWEB斎場予約システム環境構築業務委託料386万3千円電話予約からパソコン、スマートホンから予約できるように構築するものであります。

14節使用料及び賃借料170万6千円の一番下の斎場予約システム賃借料115万9千円は、クラウド上で運用するためのサーバー等の賃借料になります。15工事請負費予算額2千102万1千円は、LPガスを貯蔵してあるバルクタンクを更新するものであります。2項清掃事業費1目塵芥処理費、本年度予算額4億7千468万2千円、対前年比889万9千円1.9%の増でございます。11節の需用費、予算額1億9千585万円についてご説明申し上げます。消耗品費3千990万6千円は、ごみ袋作成費及び焼却炉や処分場で使用する薬品代等でございます。燃料費1千88万4千円は、A重油、軽油、LPガス等でございます。

14ページをご覧ください。光熱水費4千255万4千円は、電気料金と水道料金でございます。修繕費1億242万5千円は、松山清掃工場のプラント修繕や粗大ごみ破砕機スクリーロールの修繕、ユンボやブルドーザ等の車両関係の修繕でございます。12節役務費、予算額1千294万8千円、収集袋販売手数料318万8千円は、ごみ袋の販売店の購入に対して支払う手数料として500枚当たり550円を支払うものでございます。3行下の電気集塵機、煙道清掃手数料564万3千円は、老朽化した機械施設が円滑に稼働するため、焼却炉から電気集塵機までの間を定期的に清掃するものでございます。5行下の凝集沈殿槽清掃手数料115万5千円は、水槽内に汚泥が溜まるため、年3回の清掃をするものでございます。13節委託料、予算額2億6千255万8千円、最終処分場水処理施設保守管理業務委託料219万9千円は、週1回の保守管理を委託しているものでございます。一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料234万7千円は、松山清掃工場から排出される排ガスやごみ質、最終処分場放流水等の分析業務を委託しているものでございます。

15ページをご覧ください。5行目の清掃工場排水処理ポンプ整備業務委託料139万2千円は、16台のポンプの分解整備を業務委託するものでございます。粗大ごみ破砕機点検整備業務委託料275万3千円は、年1回の破砕機の保守点検でございます。ごみ収集処理業務委託料1億3千310万4千円は、可燃ごみ収集車4台、資源ごみ収集車4台の委託業務等でございます。4行下の松山清掃工場運転管理業務委託料6千700万円は、月曜日から金曜日までの、平日8時から16時45分までの日勤作業員3名と、日曜日から土曜日までの間、16時30分から翌日の0時30分までの夜勤作業員5名による焼却業務を長期継続契約により委託するものでございます。2行下の焼却灰運搬業務委託料495万円は、焼却灰を当施設から茨城県と埼玉県の処理業者までの運搬業務を委託するものでございます。焼却灰処理業務委託料4千246万円は、茨城県の中央電気工業株式会社と埼玉県のツネイシカムテック株式会社の2社に焼却灰の処理業務を委託するものでございます。13節一番下の松山清掃工場精密機

能検査業務委託料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により3年に一度検査するものであります。14節使用料及び賃借料127万1千円は、粗大ごみ破砕機内にあります3本のスクリーロールの補修を行う際に、機械の運転が停止しないよう、代替のスクリーロール3本を賃借するものでございます。15節工事請負費130万円は、一般廃棄物最終処分場北西側の松杭によるフェンスが腐って倒れているため新たにフェンスを設置するものであります。

16ページをご覧ください。5款予備費につきましては、令和元年度と同額の300万円を計上させていただきました。

17ページをご覧ください。歳出合計といたしましては、6億4千210万7千円、対前年比3千622万円6%の増でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。
御意見等はございませんか。

石渡議員 はい。

佐藤議長 はい、石渡議員。

石渡議員 2点ほどお伺いいたします。まず、粗大ごみの事前予約制は今後も続けるのかどうか、これからの方向性についてお示してください。それから、8ページの財産収入の中の物品売払収入ということで増額予算になっておりますが、ペットボトル等のラベルを剥がすことなどが徹底されておりました。増額の見込みになっておりますがこの影響もあるのかどうか、増額となる主な要因は何なのかお伺いいたします。

石橋事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 まず始めに、粗大ごみの事前予約制ということですが、今回の台風以降に、どうしたら来たお客さんに迷惑をかけないでスムーズに運営できるかという中で最終的に事前予約制という形をとらせていただいております。事前予約制といいますと予約の件数がいっぱいであったら次の日に回してくれというのが私の認識の中では予約制だと思っております。連絡のあった方

にだめですよということは一切しておりません。予約制という言葉を使っているんですが、本質的なことを申し上げますと、どんな物を持ち込みますかとお聞きした中で、ビンや缶、ペットボトルだよとおっしゃる方がいらっしゃいます。その方についてはステーションがありますか、ありませんかを聞きましてステーションがある場合にはステーションに出して下さいというお願いをしています。現実には、過去には200台以上の車が毎日来ていました。ただその内本当にこちらに持ってこなければならぬ方がどの位かという100件に満たないんです。ということはステーションに出せる方がステーションに出して、置いていかれるのがいやだとか、色々な諸事情によりこちらに持ってきたという認識を持っています。そういう関係で、今では事前予約という形でPRさせていただいておりますが、ステーションを利用できる方はステーションに出して下さい、そうすれば粗大ごみとしては年に数回持ってくれば済み、そういうことによって災害廃棄物を持ってくる方が1日に何回も来た時にも混まなくて済むなどという考え方が本当の目的であります。そういう形をとらせていただいているものですから他の自治体で台風以降すごい行列ができたとかいう話を聞いていますが、当組合では、ご不満もあるとは思いますが順調に推移させていただいております。今後もステーションに出せるものは全部ステーションに出して下さいということはこれからもお願いします。ただ、色々な諸事情でステーションを利用できない方もいらっしゃいますので、それについては今も持ち込んでもらっています。台風15号以降ステーションのない地区で組合まで持ってくるのが大変だということで1・2か所ステーションを新たに設置していただいたところもあります。まだまだステーションの数が足りているという認識はありませんが原則に戻ってもらい、ステーションに出してもらうことによって組合も混まないで業務がスムーズに運営できます。それと、担当課長会議の中でもお話ししてあるんですがこの延長の体制であと1年と数か月はお願いしたいと思います。今後枠組みが変わります。山武郡市環境衛生組合は事前予約制で現実には今やっています。匝瑳市も中継施設を作るとか仮の中継施設を作るとか、多古町も枠組みが

変わるとなれば遠くもなりますし、そういうことからすると今このようにお願いしていますのでこの体制であと1年数か月乗り切ればその後も住民の皆さんがトラブルもなくステーションを利用することを大前提にしてもらうと順調に推移するのかなということで課長さん方との話はしてあります。それと、ペットボトルのラベルにつきましては平成12年に始まった当初はキャップだけで良かったです。ラベルについては当時剥がすことができないということで付けてもいいということで始めました。多古町については元々取れるものは取るということでやっていますので問題ありません。2年位前からはラベルが剥がしやすくなったのでラベルも取るというようになっております。ただ周知が不足気味だったものですから、それも剥がすのかと言われていた状況ではあります。その辺については今後周知活動をしていかなければならないと思っています。今回の増額の要因につきましては単純に売り払いの売却益が多く見込めるということで、特にペットボトルラベルとかというものではありません。来年度については若干の増額が可能かなという判断のもとでの増額であって特に何かの要因があるということではありません。

以上です

佐藤議長 よろしいですか。

石渡議員 はい。

佐藤議長 ほかにございますか。

川島議員 はい、議長。

佐藤議長 川島議員。

川島議員 7ページの2款2目ですが一般廃棄物収集運搬業務許可手数料という項目がございしますが、一般廃棄物収集運搬業許可手数料ですけど業務許可手数料とはどのようなものがありますか。

石橋事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 許可手数料はごみを運搬することを業として、たとえば、スーパーなどにパッカー車で回っている車があると思いますが、それはスーパーからごみ

を集めてここの組合へ持ってきます。そのときに、組合の許可がないと入れません。お客さんからお金をもらってここへ持ってくるそれを仕事にするための許可です。カスミさんなどスーパーがあると思いますがそういう所にうちのほうの許可を取った業者さんが許可番号何番と表示したパッカー車でごみの収集に行きます。本来であればスーパーなどが自前でここまで運んでくれば何の許可もいりません。ごみを運ぶことを仕事とするために組合から許可を出しています。事業者が自分で持ってくる場合は、許可は要りません。それを他人に頼んで対価を払うということは業になりまして廃棄物処理法の中で許可をすることができるとされており業の許可を出しています。現在10社程度の許可を出していきまして更新は2年に一度行います。その時に許可手数料として1万円をいただきます。

以上です。

佐藤議長 よろしいですか。

川島議員 はい。

佐藤議長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

事務局長。

石橋事務局長 議案第2号、令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてのご説明をいたします。

次のページをご覧ください。一番上の表からご説明いたします。市町別、火葬場事業費、清掃事業費、合計、比率という順に、ご説明させていただきます。匝瑳市、火葬場事業費3千682万3千円、清掃事業費2億2千101万9千円、合計2億5千784万2千円、比率59.5%でございます。多古町、火葬場事業費1千601万2千円、清掃事業費8千263万3千円、合計9千864万5千円、比率22.8%でございます。横芝光

町、火葬場事業費1千152万円、清掃事業費6千508万1千円、合計7千660万1千円、比率17.7%でございます。合計、火葬場事業費6千435万5千円、清掃事業費3億6千873万3千円、合計4億3千308万8千円、比率100%でございます。右に記載してあります内容は、火葬場事業費8千167万2千円と清掃事業費5億6千043万5千円、歳出の合計額6億4千210万7千円でございます。

2番目の表についてご説明いたします。令和2年度火葬場事業費に関する調書については、一番上の表の左から2番目の火葬場事業の合計額であります、市町負担金の金額、6千435万5千円に、使用料と諸収入を加えたものでございます。計8千167万2千円でございます。区分欄の項目については、説明欄に記載のとおりです。右側に記載してある内訳については、予算書の科目の歳出の内訳でございます。

3番目の表をご覧ください。同上負担金内訳については、上の表の市町負担金、6千435万5千円の算出根拠でございます。市町別、基本割20%、人口割20%、利用割60%、により算出したものでございます。匝瑳市、基本割643万6千円、人口割36,466人、59.1%、金額760万7千円、利用割532件、59.0%、金額2,278万円、合計3千682万3千円、比率57.2%でございます。多古町、基本割321万8千円、人口割14,655人、23.8%、金額306万4千円、利用割228件、25.2%、金額973万円、合計1千601万2千円、比率24.9%でございます。横芝光町、基本割321万8千円、人口割10,550人、17.1%、金額220万1千円、利用割143件、15.8%、金額610万1千円、合計1千152万円、比率17.9%でございます。合計は、基本割1千287万2千円、人口割61,671人、金額1千287万2千円、利用割903件、金額3千861万1千円、合計6千435万5千円でございます。

4番目の表をご覧ください。令和2年度清掃事業費に関する調書でございます。一番上の表の左から3番目の清掃事業費の合計でございます。市町負担金の合計額3億6千873万3千円に、手数料、国庫支出金、財産収入、

繰入金、繰越金、諸収入を加えたものでございます。合計額は5億6千043万5千円でございます。区分欄の項目については、説明欄に記載のとおりでございます。右側に記載してあります内訳については、予算書の科目の歳出の内訳でございます。

5番目の表、同上負担金内訳については、すぐ上の表の一番上の市町負担金3億6千873万3千円の算出根拠でございます。市町別、基本割30%、利用割70%により算出したものでございます。匝瑳市、基本割5千531万1千円、利用割1万99.97t、64.2%、金額1億6千570万8千円、合計2億2千101万9千円、比率59.9%でございます。多古町、基本割2千765万5千円、利用割3千358.42t、21.3%、金額5千497万8千円、合計8千263万3千円、比率22.4%でございます。横芝光町、基本割2千765万5千円、利用割2千276.22t、14.5%、金額3千742万6千円、合計6千508万1千円、比率17.7%でございます。合計は、基本割1億1千062万1千円、利用割1万5千734.61t、金額2億5千811万2千円、合計3億6千873万3千円でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。御意見等はいかがでしょうか。

佐藤議長 ないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。
続きまして、議案第3号、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議案第3号、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合補正予算（第1号）について。令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ、2千307万6千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億2千896万3千円とするものでございます。2ページをご覧ください。歳入

については、6款1項繰越金、補正額2千307万6千円として計上し、歳入合計6億2千896万3千円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出につきましては、2款1項総務管理費補正額合計2千307万6千円を計上し、歳出合計6億2千896万3千円とするものでございます。詳細については、令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合補正予算第1号に関する説明書によりご説明いたします。

7ページをご覧下さい。6款1項1目繰越金2千307万6千円、前年度繰越金を増額するものです。

8ページをご覧下さい。2款1項1目一般管理費について、ご説明いたします。補正額2千307万6千円の内訳といたしまして、3節職員手当等66万円の増額、25節積立金2千241万6千円の増額となります。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

第1条は条例の趣旨でございます。地方自治法第203条の2第5項、204条第3項及び地方公務員法第24条第5項に基づき、法22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものであります。第2条は、会計年度任用職員の給与及び報酬に関しては、別に定めるものを除くほか、匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるものとするものであります。以上で説

明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。
それでは、質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。
続きまして、議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

第1条は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、後ほど新旧対照表にてご説明させていただきます。第2条は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例の一部を次のように改正するものであります。次のページをご覧ください。第3条は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正するものであります。第4条は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正するものであります。第5条は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正するものであります。次のページをご覧ください。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。次のページをご覧ください。詳細について新旧対照表にてご説明させていただきます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の第1条としまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年匝瑳市ほか二町環境衛生組合条例第4号）の一

部を次のように改正する。右が改正前、左が改正後であります。右左の下線の部分の改正になります。第1条中、第203条の2第4項を第203条の2第5項に改める。第3条第2項中平成18年の次に匝瑳市を加える。第4条中平成18年の次に匝瑳市を加える。

2ページをお開きください。第2条といたしまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例の一部を次のように改正する。第1条中の職員を削る。第2条の次に次の1条を加える。第3条、次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるものとする。(1) 臨時的に任用された職員、(2) 休職とされた職員、(3) 結核性疾患により療養休暇を与えられ、かつ、引き続き1年以上欠勤する職員、(4) 育児休業の承認を受けている職員、2前項第2号から第4号までの職員が復帰した場合において、職員の員数が前条の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、6月を超えない期間に限り、定数外とすることができる。次のページをご覧ください。第3条は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中月額の下に、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬の額を加えます。次のページをご覧ください。第4条、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。第3条に次の1項を加える。4、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中3年を超えない範囲内とあるのは、法第22条の2第1項及び第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内とする。第4条第2項を次のように改める。2、休職期間中の給与については、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例又は匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。次のページをご覧ください。第5条は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、平成25年匝瑳市ほか二町環境衛生組合条例第3号、の一部を次のように改正する。第3条中短時間勤務の職を占める職員の次に及び同法第22条の2第1項第2号に掲

げる職員を加える。第7条を次のように改める。第7条前条の規定による公表は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法により行うものとする。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

以上で、議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて、日程第8、討論に入ります。

討論の申し出はございますか。

討論の申し出がありませんので討論を終結いたします。

佐藤議長 これより、日程第9の各議案の採決に入ります。

議案第1号 令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり可決されました。

佐藤議長 続きまして、議案第2号 令和2年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり可決されました。

佐藤議長 続きまして、議案第3号 令和元年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号について、原案のとおり可決

されました。

佐藤議長 続きまして、議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号について、原案のとおり可決されました。

佐藤議長 続きまして、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第5号について、原案のとおり可決されました。

佐藤議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。
これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和2年3月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

【散会：午前11時00分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

佐藤晴彦

会議録署名議員

石渡悦子

会議録署名議員

川島 脩美